

茨城県報 号 外

昭和44年5月19日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

公 告

	ページ
●危険物取扱主任者試験について(消防防災課)	1
●職業訓練指導員試験の実施について(職業訓練課)	5
●定期種畜検査について(畜産課)	9
●定期種牡畜検査の実施について(〃)	12

公 告

●危険物取扱主任者試験について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3の規定に基づく昭和44年度危険物取扱主任者試験を次により行なう。

昭和44年5月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和44年度危険物取扱主任者試験要綱

1 試験の種類

甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験(各種)

2 受験資格

(甲 種 試 験)

- (1) 消防法第13条の3第3項第1号に規定する者(参考事項参照)
- (2) 消防法第13条の3第2項第2号に規定する者(参考事項参照)

(乙 種 試 験)

消防法第13条の3第4項に規定する者(参考事項参照)

3 試験の方法

拓一式による筆記試験を下記科目について行なう。

(甲 種 試 験)

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論
- イ 危険物の類ごとに共通する特性
- ウ 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法
- エ 品名ごとの危険物の一般性質
- オ 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

(乙 種 試 験)

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する必要な基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する概論
- イ 第1類から第6類までのうち受験に係る類の危険物に共通する特性
- ウ 受験に係る類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法
- エ 受験に係る危険物の品名ごとの性質
- オ 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

同時に2種類以上の乙種危険物取扱主任者試験を受ける者については、前記の試験科目のうち1種類の当該試験の(1)及び(3)の試験科目をもつて他の種類の当該試験の当該科目と兼ねることができる。

4 試験科目を免除される者

- (1) 第1類又は第5類の危険物に係る乙種危険物取扱主任者試験を受ける者であつて、火薬取締法第31条第1項の規定による甲種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第2項の規定による甲種火薬取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、前記試験科目のうち(1)のア及びイ並びに(2)のイ及びエの試験科目を免除する。

- (2) 乙種危険物取扱主任者免状所有者で他の種類の乙種危険物取扱主任者試験を受ける者につい

ては、前記試験科目のうち(1)及び(3)の試験科目を免除する。

5 試験日および試験地

(1) 期日及び時間

昭和44年7月13日(日曜日)

試 験 種 別		時 間
甲 種		9. 0 0 ～ 1 2. 3 0
乙 種	1 種類受験する者	9. 0 0 ～ 1 1. 3 0
	2 "	9. 0 0 ～ 1 2. 0 0
	3 "	9. 0 0 ～ 1 2. 3 0
	4 "	9. 0 0 ～ 1 3. 0 0
	5 "	9. 0 0 ～ 1 3. 3 0
	6 "	9. 0 0 ～ 1 4. 0 0

(2) 試 験 地

水戸、日立、土浦、下館の4市で実施する。受験者は受験に便利な1市を選択すること。ただし、受験申請受理後の変更は認めない。

試験場は次のとおりである。

(水戸市)	水戸市北三の丸	茨城県立水戸第一高等学校
(日立市)	日立市若葉町3丁目15	茨城県立日立第一高等学校
(土浦市)	土浦市外西町100	土浦市立第一中学校
(下館市)	下館市中山町	茨城県立下館第一高等学校

6 合格者の決定及び発表

(1) 決 定 方 法

各試験とも、各試験科目の成績を総合して一定の合格点に達したものを合格者に決定する。ただし、各試験科目の(1)、(2)及び(3)のうち、いずれかにおいて一定の水準点に達しない者は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格とする。

(2) 発 表

昭和44年7月23日に茨城県総務部消防防災課において掲示し、合格者には文書で通知する。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験願書提出先

茨城県総務部消防防災課

(2) 受 付 期 間

昭和44年5月26日～6月21日(郵送の場合は、6月21日の消印のあるものまで有効とする。)

(3) 提 出 書 類

ア 危険物取扱主任者試験受験願書

イ 受験資格を証明する書類

(ア) 甲種試験受験者は、消防法第13条の3第3項第1号の資格については、当該学校長の卒業証明書及び危険物取扱実務経歴証明書、同法第13条の3第3項第2号の資格については、既に交付を受けた乙種免状の写し(用紙の大きさは日本工業規格B5とする)及び危険物取扱実務経歴証明書

(イ) 乙種試験受験者は危険物取扱実務経歴証明書

ウ 写 真 1 枚

上半身、脱帽、正面向、縦6cm、横4.5cmで願書提出前6ヵ月以内に撮影したものを受験願書にちよう付すること。

エ 収 入 証 紙

甲種試験を受験する者は800円、乙種試験を受験する者は1類につき500円を手数料として納付すること。

(収入証紙は消印せずに受験願書にちよう付すること。)

なお、受験手数料は、申請受付後は申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも返還しない。

オ 4の(1)及び(2)により試験科目の免除を受けようとする者は、該当する免状の写し(用紙の大きさは日本工業規格B5とする)を受験願書に添付するとともに当日試験場においてあらかじめ係員に提示すること。

カ 2種類以上にわたる受験希望者は1枚の受験願書に受験希望種類を明記すること。

(4) 申請の受理された受験者には受験票を交付する。

(5) そ の 他

受験願書、危険物取扱実務経歴証明書の用紙は、消防防災課、消防本部、各市町村役場に請求すること。

なお、書類を郵便で請求する場合は、あて先を明記し郵便切手15円をちよう付した返信用封筒を同封すること。

〔参考事項〕

消防法第13条の3

第1項 省 略

第2項 省 略

第3項 左の(次の)各号の一に該当する者は、甲種危険物取扱者主任者試験を受けることができる。

第1号 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは短期大学において化学に関する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6ヵ月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

第2号 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者
 第4項 6ヵ月以上危険物取扱の実務経験を有する者は、乙種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

●職業訓練指導員試験の実施について

職業訓練法第24条の規定により職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和44年5月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 試験の区分

試験に次の免許職種について学科試験及び実技試験を行なう。

機械工、仕上工、溶接工、建設機械工、通信機組立て工、洋裁工、自動車整備工、建築大工

2 試験科目

試験の科目は次のとおりとする。

免 許 職 種	実 技 試 験 の 科 目	学 科 試 験 の 科 目
機 械 工	1 機械部品製作作業 2 製品検査作業	1 指導方法 (訓練計画, 訓練方法, 作業分析, 作業管理, 労務管理, 生活指導) 2 関連学科 (1) 機械工学概論(機械の要素及び機能, 材料力学) (2) 工作法(工作機械, 工具及びジグの構造及び取扱法, 測定法, 機械工作法) (3) 材料(金属材料, 潤滑油及び切削剤) (4) 製図(製図法, 読図法)
仕 上 工	1 機械部品製作作業 2 工具製作作業 3 機械の分解及び組立て作業 4 機械の調整及び精度検査作業	1 指導方法(機械工に同じ) 2 関連学科 (1) 機械工学概論(機械の要素及び機能, 材料力学) (2) 工作法(ジグ, 金型及び工具の構造及び機能, 仕上法, 測定法, けがき法, 機械工作法) 3 材料(金属材料, 潤滑油及び切削剤) 4 製図(製図法, 読図法)
溶 接 工	1 溶接作業 2 溶接組立作業及び修理作業 3 ガス切断作業 4 製品検査	1 指導方法(機械工に同じ) 2 関連学科 (1) 溶接工学(溶接理論, 溶接設計, 溶接部の性質) (2) 溶接法(溶接機器及び装置の構造, 機能及び取扱, 溶接工作法, 熱処理, 溶接関係法規)

		(3) 材料(金属材料の規格、用途及び性質その他溶接用材料一般) (4) 製図(製図工、読図工)
建設機械工	1 建設機械の分解及び修理作業 2 建設機械の組立及び調整作業 3 建設機械の運転作業	1 指導方法(機械工に同じ) 2 関連学科 (1) 建設機械工学(建設機械の構造及び機能、材料力学) (2) 工作法及び施工法(建設機械整備調整法、建設機械による建設工法、自動車関係法規) (3) 材料(金属材料、建設機械の取り扱うコンクリートその他の材料)
通信機組立て工	1 通信機の配線作業 2 通信機の組立作業 3 通信機の巻線及び絶縁作業 4 真空管組立、調整作業	1 指導方法(機械工に同じ) 2 関連学科 (1) 電気理論(直流及び交流理論、真空管工学) (2) 通信機器(有線及び無線の送受信機、電気計器、電気信号機) (3) 工作法(通信機、ラジオ及びテレビジョン組立法、機械工作法、ろうづけ法、巻線及び絶縁法、電気試験測定法) (4) 材料(金属材料、電気用材料一般、ろうづけ用材料)
洋 裁 工	1 製図作業 2 裁断作業 3 部分縫作業 4 本縫作業 5 補正作業	1 指導方法(機械工に同じ) 2 関連学科 (1) 被服概論(婦人及び子供服の型式、縫製法、服飾手芸、服装文化史、服装美学) (2) 被服科学(婦人及び子供服の材料、被服衛生、被服管理) (3) 製図(採寸法、製図法)
自動車整備工	1 各種自動車の分解及び組立作業 2 各種自動車の修理及び調整作業 3 普通自動車の運転作業	1 指導方法(機械工に同じ) 2 関連学科 (1) 自動車工学(自動車の種類及び構造、各部の装置、機関の構造及び機能、計測器) (2) 整備法(部品加工法、組立法、調整法、故障発見、試験測定法、交通及び整備関係法規) (3) 材料(自動車用材料一般) (4) 製図(製図法、読図法)
建築大工	大 工 作 業	1 指導方法(機械工に同じ) 2 関連学科 (1) 建設工学概論(建築物の種類及び構造、建築工程、建築関係法規、構造力学) (2) 施工法(施工契約、建築工事、木材工作

法)

(3) 材料(建築用材料一般)

(4) 設計製図(製図法, 規く学, 建築設計, 仕様積算)

3 実技試験又は学科試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は次のとおりとする。

- (1) 前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者は、それぞれ合格した実技試験又は学科試験の全部を免除する。
- (2) 大学(旧大学令(大正7年 勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。)において免許職種に関する学科試験又は課程を修めて卒業した者は、学科試験の科目のうち関連学科を免除する。
- (3) その他下表中の他の法令等の規定による検定又は試験に合格した者は、同表中の免除の範囲のとおり免除する。

免 許 職 種	他の法令等の規定による合格者	免 除 の 範 囲
溶 接 工	ボイラ及び圧力容器安全規則(昭和34年労働省令第3号)による特別ボイラ溶接士試験又は同規則第12条の規定による改正前の労働安全衛生規則(昭和22年労働省令第9号)による特別汽かん溶接士試験に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
自 動 車 整 備 工	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士若しくは1級二、三輪自動車整備士又は2級ガソリン自動車整備士, 2級ディーゼル自動車整備士, 2級三輪自動車若しくは2級二輪自動車整備士の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
建 築 大 工	建築士法による1級建築士試験に合格した者	学科試験のうち関連学科

4 試験の期日

学 科 試 験 昭和44年9月14日(日)

実 技 試 験 8月中旬の指定する日

5 試験の場所

学 科 試 験 水戸市水府町

茨城総合職業訓練所

実 技 試 験 各職種ごとに別途通知する。

6 受験申請手続き

- (1) 提出する書類は次のとおりとする。

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 履 歴 書

ウ 戸籍抄本

エ 写真(名刺型とし申請前6ヵ月以内に撮影した正面脱帽半身像で、裏面に撮影の年月日及び氏名を記載したもの。)

オ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、前記3のいずれかに該当することを証する書面

(2) 書類の提出先

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県商工労働部職業訓練課

(3) 書類の提出期限

昭和44年7月21日(月)から

昭和44年7月26日(土)まで

ただし、郵送の場合は締切日までの消印があれば受け付ける。

7 受験手数料

受験手数料の額は次の合計額とする。

ただし、実技試験又は学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、免除を受けない試験に要する額とする。

免 許 職 種	学科受験手数料	実技受験手数料	合 計
	円	円	円
機 械 工	500	1,000	1,500
仕 上 工	500	700	1,200
溶 接 工	500	1,500	2,000
建 設 機 械 工	500	700	1,200
通 信 機 組 立 工	500	700	1,200
洋 裁 工	500	700	1,200
自 動 車 整 備 工	500	700	1,200
建 築 大 工	500	700	1,200

上記の額の茨城県収入証紙を申請書にちよう付する。

8 受験票の交付

受験申請書類を受理したときは、受験票を交付する。申請書類を郵送する場合は、書留郵便とすること。

9 合格者の発表

昭和44年9月下旬に合格者氏名を、「茨城県報」に登載する。

なお、合格者には職業訓練指導員試験合格証を交付する。

10 欠 格 者

次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 禁治産者及び準禁治産者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過しない者

11 そ の 他

- (1) 職業訓練指導員受験申請書は、茨城県商工労働部職業訓練課において交付する。
(郵送を希望する場合は、返信用封筒に15円切手をはつて同封すること。)
- (2) 受験について詳しいことは職業訓練課(電話水戸218111 内線802)に問い合わせること。

●昭和44年度定期種畜検査について

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の規定に基づく昭和44年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知があつたので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公示する。

昭和44年5月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和44年度定期種畜検査計画

茨城県第1班

検査月日	検査場所			家畜の種類別検査予定頭数							摘要	
	郡	市	町村	位置	計	乳用牛	役肉用牛	馬	めん羊	山羊		豚
6月23日 午前	久慈郡		大子町	大子畜協 家畜人工授精所	3		3					
" "	"		里美村	久慈畜産農協	1			1				
" 24日 午前	高萩市		高萩	高萩防疫指導所	1						1	
" "	常陸 太田市		小目町	矢吹省一方	3						3	
" 25日 午前	那珂郡		大宮町	大宮町 畜産センター	2						2	
" "	"		那珂町	綿引昇一方	1	1						
" "	"		"	山田秋雄方	2						2	
" "	"		"	那珂町 種豚センター	2						2	
" 26日 午前	東茨城郡		茨城町	雨谷 家畜人工授精所	1		1					

"	"	"	"	鬼 沢 家畜人工授精所	1	1					
"	"	"	"	溝 口 清方	1	1					
"	27日 午前	西茨城郡	友 部 町	茨城県畜産試験場	38	25	8				5
"	"	"	岩 間 町	東 京 大学牧場	1			1			
"	28日 午前	"	岩 瀬 町	中 里 栄方	1	1					
"	"	"	"	小松本 次 男方	1	1					
"	"	"	岩 間 町	全販連中央種豚場	15						15
総 計					74	26	16	2			30

茨城県第2班

検査月日	検 査 場 所				家畜の種類別検査予定頭数							摘 要		
	郡	市	町	村	位 置	計	乳用牛	役肉用牛	馬	めん羊	山羊		豚	
6月30日 午前	石 岡 市		宮 部	檜 村 資 郎方		7							7	
" "	新 治 郡		八 郷 町	林繁殖センター		7							7	
7月1日 午前	"		玉 里 村	玉 川 農 協		4							4	
" "	"		出 島 村	小松崎 彰方		7							7	
" 2日 午前	"		新 治 村	萩 島 与 市方		4							4	
" "	筑 波 郡		筑 波 町	上 野 武 広方		2							2	
" 3日 午前	"		豊 里 町	鷹 野 豊 明方		5							5	
" "	"		谷田部町	山 口 隆 男方		1	1							
" "	稲 敷 郡		荃 崎 村	日本農業研究所		2	2							
" 4日 午前	北相馬郡		藤 代 町	栗 山 清 忠方		2							2	
" "	"		取 手 町	吉 田 一 生方		2							2	

"	"	午後	稲敷郡	阿見町	佐藤金吉方	3						3
"	"	午後	"	美浦村	神田実方	2	2					
"	5日	午前	"	江戸崎町	茨城県養豚指導所	13			2			11
"	"	午前	"	河内村	岩橋昌一方	3						3
"	"	午後	"	東村	菅原勇三郎方	3	3					
"	6日	午前	行方郡	潮来町	潮来防疫指導所	4		1				3
"	"	午後	"	麻生町	市村万吉方	1		1				
"	7日	午前	"	北浦村	大久保清美方	1		1				
"	"	午後	"	玉造町	茨城ファーム	4						4
総 計						77	8	3	2			64

茨城県第3班

検査月日	検査場所				家畜の種類別検査予定頭数							摘 要	
	郡	市	町	村	位 置	計	乳用牛	役肉用牛	馬	めん羊	山羊		豚
7月8日 午前	下館市		山崎		山口 和三郎方	5			2			3	
" 午前	真壁郡		真壁町		小林 政 市方	1		1					
" 午後	"		明野町		小 菅 源 治方	2		2					
" 9日 午前	"		関城町		白河種畜牧場 茨城支 場	12						12	
" 午前	"		"		飯 田 与三郎方	1		1					
" 午後	下妻市		下妻		倉 持 果方	2		2					
" 午後	結城市		北南茂呂		大 島 洋方	3	2	1					
" 10日 午前	古河市		中 田		今 泉 辰 夫方	4	2	1				1	
" 午前	猿島郡		境 町		飯 田 幸太郎	1	1						

〃	〃 午後	〃	猿 島 町	猿島町 種豚改良センター	5	2					3	
総 計					36	7	8	2			19	

●種牡畜検査の実施について

茨城県種牡畜検査条例(昭和38年茨城県条例第16号)に基づく昭和44年度定期畜牡畜検査を次のとおり施行するので、茨城県種牡畜検査条例施行規則(昭和25年茨城県規則第42号)第5号の規定により公告する。

昭和44年5月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 検査の目的

家畜の改良増殖を図るため種付の用に供する種雄畜の検査を実施する。

2 検査の対象とする家畜

種付の用に供する豚、めん羊及び山羊とする。

3 検査実施地域

鹿行農林事務所管内

県西農林事務所管内

4 検査日程

鹿行家畜保健衛生所

検 査 月 日	検 査 時 間	検 査 場 所
5月20日(火)	午前 10時～12時	行方郡玉造町藤井 茨城ファーム
	午後 1時～3時	〃 〃 中山 山口忠一方
〃 21日(水)	午前 9時30分～12時	大洋村上幡木 取次 清方
	午後 1時～3時	〃 武与釜 飯島 三佐男方
〃 22日(木)	午前 9時～12時	旭村造谷 吉川 公通方
	午後 1時～3時	〃 玉田 片田 三義方
〃 23日(金)	午前 9時～12時	北浦村中根 池田 誠一方
	午後 1時～3時	〃 両宿 境 博 確方
〃 26日(月)	午前 9時～12時	鉾田町鉾田 菊地 美儀方
	午後 1時～3時	〃 安塚 兼平 靖方
〃 27日(火)	午前 10時～12時	鉾田町紅葉 井坂 仁一方
	午後 1時～3時	〃 新里 鈴木 未彦方

" 28日(水)	午前 10時～12時	波崎町川尻	高 橋 清方
	午後 1時～3時	" 本郷	篠 塚 権一郎方
" 29日(木)	午前 10時～12時	神栖村深芝	池 田 要 平方
	午後 1時	" 奥野谷	沼 田 達 郎方
6月2日(月)	午前 10時～12時	麻生町島並	大 里 大 吉方
	午後 1時～3時	" 清沼	大 里 子之松方
" 3日(火)	午前 9時～12時	麻生町行方	高 木 誠方
	午後 1時～2時	" 高田	根 本 喜 一方
	午後 2時～4時	牛堀町牛堀	黒 田 福 三方
" 4日(水)	午前 10時～12時	潮来町潮来	高 橋 純 雄方
	午後 1時～3時	" 延方	窪 谷 芳 彦方
" 5日(木)	午前 10時～12時	鹿島郡大船津	猿 田 重 忠方
	午後 1時～3時	" 山元上	額 賀 勲方
" 6日(金)	午前 10時～12時	鹿島郡清水	黒 沢 四 郎方
	午後 1時～3時	" 谷原	吉 井 光 浩方
" 9日(月)	午前 10時～1時	大野村和	津 賀 清 一方
	午後 2時～4時	" 居合	村 田 栄方

県西家畜保健衛生所

検 査 月 日	検 査 時 間	検 査 場 所
5 月 27 日	午前 10時～12時	関 城 町 役 場
" 28 日	午前 10時～12時	八千代村 役 場
" 29 日	午前 10時～12時	結 城 市 中 沢 新一郎方
" 30 日	午前 10時～12時	" 竹 内 喜三郎方
" "	午後 2時～3時	" 塚 越 鶴 治方
6 月 3 日	午前 10時～ 午後3時	水海道市 役 所
" 5 日	午前 10時～12時	下 館 市 役 所
" 6 日	午前 8時～11時	下 妻 仔豚市場
" 10 日	午前 10時～12時	真 壁 町 役 場
" 11 日	午前 10時～12時	三 和 町 役 場
" 12 日	午前 10時～12時	石下町農業協同組合
" 13 日	午前 10時～12時	協 和 町 役 場

〃	〃	午後 2時～3時	大 和 村 役 場
〃	18 日	午前 10時～12時	境町境防疫指導所
〃	19 日	午前 10時～12時	猿 島 町 役 場
〃	20 日	午前 10時～12時	岩 井 町 役 場
〃	23 日	午前 10時～12時	千代川村 役 場
〃	25 日	午前 10時～12時	総 和 町 役 場
〃	26 日	午前 10時～12時	古河市 光 山 浅 市方
〃	27 日	午前 10時～12時	〃 今 泉 浅 市方
〃	30 日	午前 10時～12時	県西家畜保健衛生所

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
 発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所